

東京、昭60不87、平2.7.3

決 定 書

申 立 人 X

被申立人 山崎製パン株式会社

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

申立人Xは、被申立人山崎製パン株式会社が季節従業員として同人を採用しなかったことが不当労働行為に当たるとして、6か月以上季節従業員として雇用すること等の救済を求めて当委員会に本件を申立てた。

しかし、この申立ては、申立人の行った労働組合活動の具体的事実、およびその活動と会社が申立人を採用しなかったこととの因果関係など労働委員会規則第32条第2項第3号が規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載を欠いていたため、当委員会は、60年11月19日付で同規則同条第4項により申立ての補正を求めた。これに対して、申立人から同年12月11日付で「補正書」が提出されたが、これによって申立てが補正されたとは認められなかった。そこで、当委員会は、平成2年5月9日付で再度補正方を督促したところ、同月11日付で「補正書」の提出があった。しかし、この「補正書」をもってしても本件申立ての内容は具体的に明らかになったとは認められない。

よって、労働委員会規則第34条第1項第1号を適用して主文のとおり決定する。

平成2年7月3日

東京都地方労働委員会
会長 古山宏